

大阪市水道事業管理規程第12号

大阪市水道局における職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規程の一部を改正する規程

大阪市水道局における職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規程（平成20年大阪市水道事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p><u>自己啓発等休業をした大阪市水道局企業職員の退職手当の額の計算における勤続期間の計算の特例の適用を受けるための要件を定める規程</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条</u> この規程は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年大阪市条例第25号)第12条第2項及び職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号)第20条の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第7条第4項の企業管理規程で定める要件を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の額の計算における勤続期間の計算の特例の適用を受けるための要件)</p> <p><u>第2条</u> <u>前条に規定する企業管理規程で定め</u></p>	<p><u>大阪市水道局における職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規程</u></p> <p>[新設]</p> <p>職員<small>1</small>の自己啓発等休業に関する条例(平</p>

る要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

〔1〕 略〕

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分を受けていないこと

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（職員の退職手当に関する条例第7条第5項、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）第15条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間又は公共施設等運営権者の地方派遣職員から引き続いて職員に採用された者の処遇等に関する条例（令和3年大阪市条例第58号）第4条第2項の規定により一般職の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職（次に掲げる退職を除く。）をしていないこと

〔ア 略〕

イ 定年に達したことによる退職（職員の定年等に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）

成20年大阪市条例第25号）第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第7条第4項の企業管理規程で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

〔1〕 同左〕

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けていないこと

(3) 〔同左〕

〔ア 同左〕

イ 定年に達したことによる退職

[ウ・エ 略]	[ウ・エ 同左]
[2 略]	[2 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。